

添付法令資料 1 :

韓国消費者生活協同組合法（目次）

2025 年 4 月 1 日法律第 20892 号により一部改正 2025 年 10 月 2 日施行

第 1 章	総則（第 1 条ないし第 12 条）
第 2 章	組合
第 1 節	組合員（第 13 条ないし第 20 条）
第 2 節	設立（第 21 条ないし第 24 条）
第 3 節	機関（第 25 条ないし第 44 条）
第 4 節	事業（第 45 条ないし第 46 条の 2）
第 5 節	会計等（第 47 条ないし第 51 条）
第 6 節	合併・分割・解散及び清算（第 52 条ないし第 56 条）
第 3 章	連合会
第 1 節	会員（第 57 条ないし第 59 条）
第 2 節	設立（第 60 条及び第 61 条）
第 3 節	機関（第 62 条ないし第 64 条）
第 4 節	事業（第 65 条ないし第 67 条）
第 5 節	会計（第 68 条）
第 6 節	合併・分割・解散及び清算（第 69 条）
第 4 章	全国連合会
第 1 節	会員（第 70 条及び第 71 条）
第 2 節	設立（第 72 条及び第 73 条）
第 3 節	機関（第 74 条ないし第 76 条）
第 4 節	事業（第 77 条及び第 78 条）
第 5 節	会計（第 79 条）
第 6 節	合併・分割・解散及び清算（第 80 条）
第 5 章	監督（第 81 条ないし第 84 条）
第 6 章	罰則（第 85 条ないし第 88 条）
附則	